



発行  
東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

訓令（教）

○東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………四

告示（公）

○教習指導員審査の実施……………四

○古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……………五

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局総務部環境政策課）…五

告示

●東京都告示第六百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年五月九日

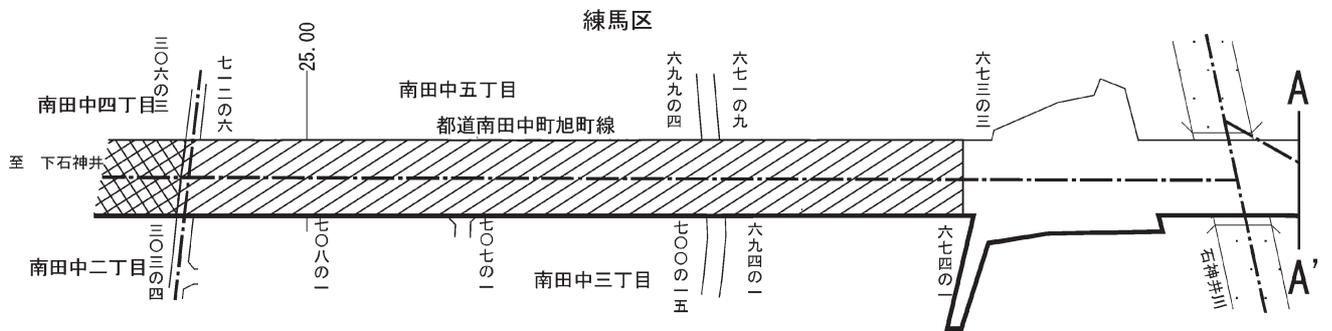
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名  
都道南田中町旭町線
- 二 指定する区間  
練馬区南田中二丁目三百三番四地先から同区高野台四丁目二千五百六十七番一地先まで
- 三 指定の概要  
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道南田中町旭町線  
練馬区南田中二丁目～高野台四丁目

 既指定区間  
 指定区間  
 延長 一、一一一・四二メートル  
 (電線共同溝予定名称 南田中町旭町・六号)  
 特別区道  
 都道





## 訓令（教）

## ●東京都教育委員会訓令第24号

教 育 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程（昭和五十二年東京都教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月九日

東 京 都 教 育 委 員 会

第四条第一項第七号ただし書中「ただし」の下に「東京都教職員研修センターにあつては企画部長と」を加える。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程の規定は、令和七年四月一日から適用する。

## 告 示（公）

## ●東京都公安委員会告示第176号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 審査の種類  
普通自動車免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格  
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
  - (1) 教習に関する技能
    - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
    - イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
    - ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能
  - (2) 教習に関する知識
    - ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
    - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
    - ウ 教習指導員として必要な教育についての知識
  - 4 審査細目の免除  
規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時  
令和7年6月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所  
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）
- 6 申請手続
  - (1) 申請書類
    - ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）
    - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
  - (2) 受付日時  
令和7年5月22日（木曜日）及び同月23日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
  - (3) 受付場所  
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）
  - (4) 申請に関する注意事項
    - ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年5月12日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
    - イ 写真は、申請書に貼り付けること。
    - ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

7 審査手数料

12,000円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード

イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03(3581)4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第177号

古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条第1項の規定による行政処分について、同法第25条第1項及び第3項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年5月9日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和7年5月19日(月曜日) 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京

都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

荒川区南千住一丁目8番5号

JUNGLE INNOVATION合同会社

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和七年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

理事長 早津 功

港区虎ノ門三丁目八番十九号

二 対象事業の名称

(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の年月日

平成三十年十二月十四日

四 工事完了の年月日

令和七年一月三十一日

五 届出日

令和七年四月二十二日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

